

望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について

広島県教育委員会

1 はじめに

近年、都市化や過疎化、核家族化や少子化の進行により、児童生徒には、多様な人間関係の中で触れ合う経験が減少している。

また、携帯電話等の急速な普及により、児童生徒がメールやインターネットを利用する機会が増加している。



これらのことから、児童生徒にとって、人と人が直接かかわり合う機会が減り、文字などを介した間接的なコミュニケーションが増えている。

このため、児童生徒に望ましい人間関係を構築する力が十分育たず、自分の言葉や態度によって他人を傷つけるかもしれないなどの人権感覚が十分身につけていない者もいる。

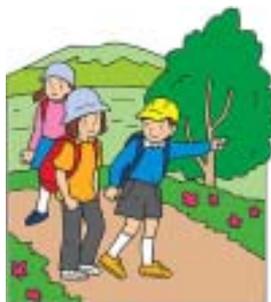
2 望ましい人間関係と規範意識の育成について

(1) 望ましい人間関係の育成について

児童生徒の発達には、知識、技能の習得とともに、望ましい人間関係をつくり、同性や異性の友人との適切な人間関係を形成することが重要である。

特に、学校では、特別活動や総合的な学習の時間等を活用し、集団でのふれあいを通じて、望ましい人間関係を育成することが重要である。

暴力行為やいじめなどは、こうした望ましい人間関係が十分に育成されていないことが背景にあるとの指摘もあることから、単に暴力行為やいじめなどの問題行動



への対応だけでなく、児童生徒相互の望ましい人間関係について積極的な育成を図ることが大切である。

(2) 規範意識の育成について

集団や社会の中で生活するには、一人一人がルールを守って行動するとともに、場に応じた望ましい行動を選択するなどの規範意識の育成が必要である。

規範意識は、家庭における、あいさつや服装等のしつけ、規則正しい睡眠や食事等の基本的な生活習慣等に関する教育が土台となっている。学校においては、こうした家庭教育をもとに、生徒指導、教科指導、道徳教育及び人権教育などのあらゆる教育活動を通じて育成されるものである。



そのため、学校における教育活動の中で、校則の遵守、制服の正しい着用、時間の厳守、規律ある集団活動、あいさつ、約束を守ることなど、児童生徒が将来、社会の中で生きていく上で必要な社会的なルールや考え方、望ましい行動様式を身に付けさせることが大切である。また、これらの教育活動を通じて、児童生徒に社会性や規範意識が身に付いていく。

3 望ましい人間関係の在り方や規範意識が身に付いていないために発生しているトラブルの事例について

児童生徒を取り巻く社会の変化の影響を受け、児童生徒の人間関係を築く力や規範意識の低下など、豊かな人間性や社会性が十分身に付いていないことなどから、友人とトラブルになる場合が増えている。例えば、携帯電話のメール、インターネットの掲示板への誹謗中傷等不適切な書き込み、異性間の親密な交際におけるトラブル等、様々な事案が発生しており、これらのトラブルを未然防止するためにも、望ましい人間関係の在り方や規範意識を育成する取組みが重要である。

(1) 友人関係によるトラブル

自分の気持ちを相手に伝えることや相手の立場を考えた行動が不十分であるため、些細なことで友人関係が悪化し、不登校やいじめ等の深刻な問題へ発展するなどの事例が発生している。

事例 1

ちょっとした口喧嘩で気まずくなり、どう謝まれば良いのかわからず、人間関係を修復できないまま登校できなくなった。

事例 2

仲の良いグループで物品の貸し借りからトラブルとなり、一人を仲間はずれにするなどの問題行動に発展した。

学校においては、学級（ホームルーム）活動での集団指導や個別指導により、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という心や態度を育成することを通じて、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが大切である。さらに、学校・学級の一員として、きまりやマナーがなぜあるのかなどについて考えさせ、集団の規範等を尊重し、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることが必要である。

また、小さなトラブルも見逃すことなく丁寧に対応し、学級（ホームルーム）経営の見直しを含めて指導にあたるとともに、保護者と連携して当該児童生徒への指導を行うことが重要である。



(2) ICT機器によるトラブル

情報化社会の進展にともないインターネットや携帯電話などの普及が進む中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、インターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめ（「ネット上のいじめ」）が起こったりするなど、新たな問題が発生している。

事例 1

携帯電話で友人にメールを送ったが、メールの返信が遅かったことに立腹し、仲間を巻き込んで無視するなどの行為に発展した。

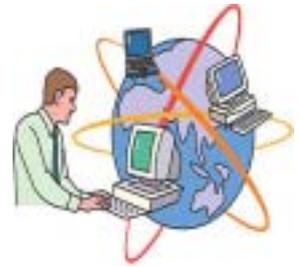
事例 2

ブログや掲示板に「死ぬ」「ウザイ」等、特定の友人を誹謗中傷する書き込みを行い、相手を深く傷つけた。

事例 3

「×××円くれればデートしてもいいよ。」などと自分のプロフに援助交際を募集する書き込みをした。

インターネット上では、匿名性が高いことから規範意識が薄らいだり、インターネットだから許されているかのような錯覚に陥ったりすることから、モラルを逸脱してしまう場合がある。インターネットの世界は公共の場であり、インターネット画面の向こうには見知らぬ人が無数にいることを意識させる必要がある。



そのためには、「他人とのかかわり方を大切にする」「他人を大切にする」など日常生活における対人関係に係るモラルを指導することに加えて、「自分の情報や他人の情報を大切にする」「相手への影響を考えて行動する」「自他の個人情報を第三者にもらさない」などの情報モラルを徹底させることが重要である。

(3) 「デートDV」によるトラブル

異性との親密な交際が低年齢化するにつれて、10代の児童生徒同士の間でも、ドメスティック・バイオレンスが広がっているという指摘がある。

いわゆる「デートDV」には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、精神的、性的、経済的（金銭強要）及び社会的隔離などの形をとった暴力として表れることがある。

しかしながら、「デートDV」について認識していない児童生徒が多く、交際中の相手から暴力や支配を受けたり、「デートDV」を理解していない友人に相談したことで二次被害を受けたりするなど、深刻な問題が発生している。



デートDVとは

ドメスティック・バイオレンスの一種で、特に未婚のカップルの中で起こる暴力のこと。

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のこと。

事例1

交際中の異性が、勝手に携帯電話のメールアドレスや送受信履歴を見たり、自分以外の異性のアドレスやメールを勝手に削除したりした。

事例2

交際中の異性からデートに誘われたが、他の友人との約束があったため断ると、自分と友人のどちらが大切なのかと逆上した。

事例3

交際中の異性から1日何度もメールがきたり、服装をチェックされたりすることを友人に相談すると、愛情の現れだと言われた。

このように、交際相手の携帯電話の送受信履歴を見たり、友人とのつきあいや行動を制限したりするような相手に対する束縛は、「デートDV」に該当する。

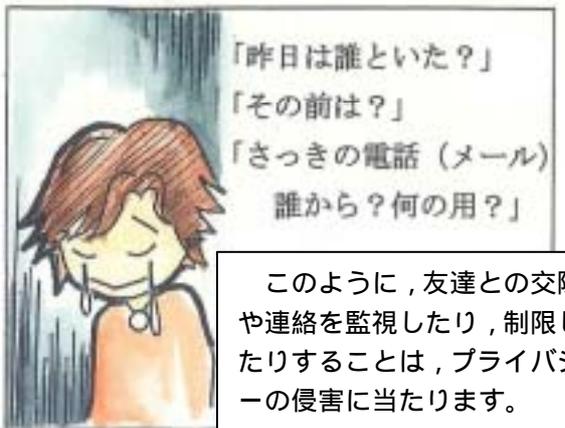
また、被害者自身が相手から受ける支配やコントロールを「愛情」と誤解している場合があり、加害者だけではなく、被害者も周囲の者も自覚できていないことがある。

内閣府男女共同参画局が平成18年4月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、交際相手から暴力を受けた経験のある女性は、13.5%（男性5.2%）であり、女性が被害を受ける割合が高くなっている。

また、交際相手からの被害について「誰にも相談しなかった」は、女性で39.0%、男性で74.3%であり、被害を受けながら誰にも相談していない者の割合が高くなっている。

これらを踏まえ、指導例（望ましい人間関係づくりの指導案）等を参考にして、児童生徒が自らの行動を振り返り、自らの態度や行動を見直すよう指導することが大切である。

デートDV「携帯チェック！」



このように、友達との交際や連絡を監視したり、制限したりすることは、プライバシーの侵害に当たります。

4 おわりに

望ましい人間関係の在り方や規範意識は、社会生活を円滑に営む上で基盤となるものであり、児童生徒の発達段階に応じて着実に定着させる必要がある。

各学校は、家庭と地域の共通理解のもと、それぞれの教育活動で良好な人間関係を育む力や規範意識を育成できるよう、多様な体験を通じた学習を取り入れるとともに、折に触れ、振り返りを行い、その気づきを次の活動に生かすなど指導の効果を高める工夫が求められている。



また、家庭や地域では、家庭における団らんや役割、地域行事への参加や異年齢交流の機会等を通じて、安心感、責任感や周囲の者への感謝の気持ちなど、思いやりの心や規範意識につながる気持ちを抱いたり、他者とのつき合い方、あいさつの仕方、時間や約束を守ることなど社会規範の大切さについて実感したりすることで、望ましい人間関係の在り方を学ぶことができる。

さらに、児童生徒に望ましい人間関係の在り方や規範意識を育成することのできる集団づくりを進めるため、学校は、家庭、地域に積極的に協力を求め、家庭、地域の教育力を引き出し、うまく組み合わせるなど中心となって計画的に取り組むことが大切である。

【参考文献】

生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導 いきいきとした学校づくりの推進を通じて
中学校・高等学校編 文部省 昭和63年3月

国立教育政策研究所生徒指導研究センター 「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書
規範意識の醸成を目指して 平成18年5月

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課 平成19年3月

京都市文化市民局男女共同参画推進課 別冊男女共同参画通信 平成20年1月

国立教育政策研究所生徒指導研究センター「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」平成20年3月
広島県教育委員会 平成20年度広島県教育資料

NPO法人DV防止ながさき「デートDVを知っていますか」平成20年10月



【参考資料】

「デートDVを知っていますか」NPO法人DV防止ながさき
http://www.geocities.jp/dv_greentomato/index.html

「デートDV～これって愛？」大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課
<http://www.pref.oita.jp/13100/date-dv/index.html>

「デートDV（交際相手からの暴力のことです。）」岡山県教育委員会
<http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/jinkyu/pdf/siryuu/dv.pdf>

「女性のためのDV相談室」NPO法人 全国女性シェルターネット
<http://nwsnet.or.jp/>

「デートDVについて」佐賀県 健康福祉本部 母子保健福祉課 母子保健担当
http://www.pref.saga.lg.jp/web/_19552.html

指導例：望ましい人間関係づくりの学習指導案

対 象	中(小・高等)学校 2学年 各学級(HR)40名(男子20名,女子20名)		
日時・場所	平成 年 月 日() 校時・各学級(HR)教室		
指 導 者	各学級(HR)担任及び副担任		
今年度の目標	生徒一人一人が自他の個性を尊重するとともに,集団に一員としてそれぞれが役割と責任を果たし,互いに尊重し,よさを認め発揮し合える開かれた人間関係を育成する。		
本時の題材	具体的な場面設定をして,「デートDV」がどのような行為であり,その行為によって相手がどのような気持ちになるのかをロールプレイングを通して体験する。		
本時の位置づけ	「デートDV」には様々な形態があり,相手を傷つける行為であることに気づききっかけとする。		
生徒指導上のねらい	自分の思いを相手に適切に伝えるとともに,相手の考えや意見を受け止めることができるコミュニケーション能力を育成し,同性及び異性の友人との望ましい人間関係づくりを図る。		
題材設定の理由	生徒観	男女間の対立や携帯電話を利用した掲示板への誹謗中傷等の書き込みなどトラブルが発生しており,生徒相互の人間関係が十分確立されていない状況がある。また,自分の気持ちを素直に表現できず,相手の言動に左右されてしまう生徒も見受けられる。	
	指導観	デートDVに係るロールプレイングを体験し,デートDVが友人関係においてどのような影響を与えるのかについて理解するとともに,自分の気持ちを相手に適切に伝えることや相手の立場を理解した行動ができるよう,望ましい人間関係づくりを図ることとした。	
本時の目標	日常的に起こりうる事例をロールプレイングで体験することにより,デートDVがどのような行為であるのか認識し,その対処方法を学ぶ。		
過 程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導 入 (10分)	学習内容の説明 「デートDV」チェックリスト記入【別紙1参照】	「デートDV」チェックリストを記入し,自分の態度や行動についての振り返りを行う。	普段の自分の言動や考え方を素直に記入させる。
展 開 (30分)	アイスブレイキング(例) 握手(あいさつ) 自己紹介(2人組) など	挨拶をして出来るだけ多くの人と握手をする。 最後にペアになった相手と,1分間ずつ自己紹介をする。	楽しい雰囲気をつくりながら,心の準備体操を行う。
	ロールプレイング(4人組) (役割演技) 題材の説明 演技	ロールプレイングの方法とルールを理解する。 題材について理解する。【別紙2参照】 題材を決定し,ロールプレイングを行う。 【場面1】 題材A,B,Cから1つを選択する。 [演技者1]加害者役 [演技者2]被害者役 [観察者3,4]観察者 加害者役と被害者役をそれぞれ交替して行う。(それぞれ3分間) 加害者役から演技を始める。 加害者役,被害者役を体験する。 加害者役 被害者役 観察者の順で気づきを述べる。(3分間) 【場面2】 場面1以外の題材を設定する。 演技者と観察者が交替する。 場面1と同じ展開をする。 全てのロールプレイング終了後,チェックリストや演技を通して気づいたこと,感じたことなどを各グループで振り返る。	ルールを守り,相手を傷つけないよう指示する。 イメージをふくらませて,役割を演じさせる。 演じる題材は各グループで選択させる。 クラスの男女比により男女のペアで実施できない場合は,同性で行わせる。 相手の気持ちや思いを理解させる。 演じること,観察すること,振り返ることにより,相互に学びあうことの大切さを強調する。
	シェアリング		観察者は演技者の暴力的な言動や態度について,気づきや感想を述べるよう指示する。 お互いの気づきについて否定しないよう指示する。
整 理 (10分)	全体のまとめ 各グループの発表 実施者によるまとめ	グループの中で気づきや感じたことを話し合い,出た意見をまとめて発表する。 相手の思いや気持ちに気づき,自分も人も大切にすることができる望ましい人間関係の在り方(同性,異性の友人関係)について整理する。	「デートDV」には,身体的暴力以外にも,精神的,性的な暴力や金銭強要などがあることを正しく理解させる。 抱え込まないで相談することの大切さを理解させる。
指導と評価の考察	日常生活の中で起こりやすい「デートDV」について事例を整理するとともに,発生した場合の対処方法や相談することの大切さを繰り返し指導する。		

参考文献 NPO法人 DV防止ながさき編『デートDVを知っていますか』平成20年10月

デートDV行動チェックリスト

もしかしてデートDV?と思ったら、[デートDV行動チェックリスト]を参考にして、相手や自分の行動をチェックしてみましょう。
また、自分の信頼できる友人や大人に相談しましょう。

チェック1

「自分の態度はどうですか」

- 相手が自分に従わないと、いらいらしたり怒ったりする。
- 相手が自分以外の人と仲良くしていると嫉妬したり責めたりする。
- 腹が立つと、相手の前で物を叩いたり、壊したりする。
- 相手の考えや希望を尊重しないで決めることが多い。
- 相手は自分より劣っていると思っている。
- 付き合っている相手は「自分のもの」だと思っている。

ひとつでも該当する項目があった場合は、自分の態度・行動を見直しましょう。

チェック2

「相手の行動はどうですか？」

- あなたのことを「バカ」などと、おとしめるような言い方をする。
- あなたが誰と話すか、誰と一緒にいるかなど、何でも知りたがる。
- あなたへ怖い態度をとり、行動をしたあと謝ることが多い。
- すごく優しいときと意地悪でいやな態度をとるときが極端である。
- 話をそらしたり、話をちゃんと聞いてくれなかったりすることが多い。
- 「自分のことが好きならいいだろう」と気の進まないことをさせる。
- 自分勝手に物事を決めてしまうことが多い。

ひとつでも該当する項目があった場合は、デートDVではないかと考えてみましょう。

【参考】

「男女共同参画通信 別冊 ～デートDV～」
京都市文化市民局男女共同参画推進課

チェック3

「これって、暴力？」

- 相手のいやなことを言い続ける。
- 相手に自分の意見を押しつける。
- 何を言っても無視する。
- 相手にわざと恥をかかす。
- 殴る、蹴る、髪の毛を引っ張るなど。
- つばを吐きかける。
- 部屋に閉じこめる。
- 性行為を強要する。
- AVや雑誌を見せたりする。
- 避妊に協力しない。
- 気分次第で急に怒ったり、責めたりする。
- 勝手に携帯のメールを見たり、着信履歴を確認したりする。
- 相手の大切にしている物を壊す。
- 相手をつけまわす。(ストーカー行為)

これらの行為は、すべて暴力行為です。

- ～ 言葉の暴力
- ～ からだへの暴力
- ～ 性的暴力
- ～ ところへの暴力

チェック4

「子どもの様子はどうですか？」

- 急に学校へ行きたがらなくなった。
- 学習意欲が減退し、成績が下がってきている。
- 電話がかかってくるとあわてて出かける。
- 頭痛や胃痛をたびたび訴える。
- 手足等に傷跡やアザが見られる。
- たびたび電話をかけ、相手を怒鳴って切ることがある。
- 交際相手の悪口をよく言う。
- 交際相手を自分の思い通りにしようとする。

～ は被害、～ は加害の立場になっている可能性があります。

ロールプレイングの題材（例）

1 題材A（精神的な暴力）

状 況	Bは、バスケット部に所属しており、毎日部活動を頑張っている。試合が近づいているため、日曜日は部活動に参加する予定である。 Aは日曜日に映画を見に行こうとBを誘うが、Bは、部活動に参加したいと思っている。
加害者役 （A）	Aは、Bが自分の言いなりになっていると思っている。しかし、Bが断わろうとしたため、自分の思いを通そうとする。
被害者役 （B）	部活動に行きたいけれど、Aも大切だしAが怒ると怖いので、自分の思いを伝えることができない。仕方なく誘われるままに映画を見に行くことにする。

2 題材B（携帯電話やメールにかかわるもの）

状 況	Dは、Cに携帯電話を見せてと言われ、携帯電話を渡すと、Cはいきなりメールを見たり、メールアドレスや電話番号を消去したりした。 また、CはDのメールアドレスや通信相手を何度も聞くことがある。
加害者役 （C）	Dのことは何でも知ることができると考えており、Dを独占したい気持ちが強い。
被害者役 （D）	Cのことは嫌いではないので逆らうことができず、仕方なくCの言いなりになる。しかし、メールアドレスや携帯番号は消去してほしくないと思っている。

3 題材C（身体的な暴力～二次被害）

状 況	彼（彼女）から必要以上に監視されたり、ひどく怒鳴られたりすることがある。Fはそのことが不安になり友人のEに相談する。
相談者役 （F）	彼（彼女）との交際は順調ではあるが、何となく束縛されているような感じがしている。 「人と会う。」と言うと「誰と会うのか。」と何度も聞かれたり、服装をチェックされたり、メールをすぐ返信しないと怒られたりするので不安である。
相談を受け る役 （E）	彼（彼女）がFのことを監視したり、怒鳴ったりするのは、Fに対する愛情表現であり、Fは彼氏を怒らせないよう、もっと気をつかわなければいけないと考えている。